

科目名	国際法各論	科目責任者	中山 雅司
課題と試験担当教員	中山 雅司		
履修方法	T テキスト学習		
ナンバリング	CLAWP365		

■ 科目概要

国際法は、簡単にいうと、国家間の関係を規律する法で、条約や慣習国際法などをさします。国際法は、17世紀半ば、中世封建社会の崩壊を受けてヨーロッパに成立した近代国際社会において、主権国家間の法として誕生し、今日まで、国際社会の変容の中で発展をとげてきました。その間、国際組織や個人が新たな主体として登場し、対象領域は深海海底や宇宙空間にまで広がり、人権保障や紛争解決の分野においても様々な法制度が確立されてきました。国家間の利害調整と国際協力の推進のために、国際社会の法としての国際法がどのように機能し、また、どのような課題を抱えているのかについて、理論と判例・事例を織り交ぜながら学んでいただきたいと思います。

国際法というとなりにくいというイメージをもつ人もいるかもしれませんが、しかし、とても魅力的でおもしろい学問です。

第1にダイナミックな法であるという点です。つまり、国際法が対象とする範囲は地理的にも分野的にもきわめて広範であるということです。海や空、果ては宇宙のルールも国際法が決めています。

第2に、紛争の解決や人権、難民、地球環境問題、テロや戦争犯罪など様々な地球的問題や平和問題に関係するという点です。そして、国際法は「法の支配」による平和の実現を考える道具として不可欠であるという点です。

第3に国内法と比べて普遍性や実効性の点で未熟な法ともいえますが、これは国内社会と国際社会の構造の問題に起因しているといったほうがよいでしょう。つまり、未熟であるがゆえに成長を続ける法でもあり、国際法を通して世界が見えてきます。

国際法各論では、国際社会における外国人の法的地位や人権の国際的保障の問題、国際責任や国際犯罪、国際紛争の解決や安全保障、武力紛争法（国際人道法）などの問題を中心に学びます。

■ 到達目標

国際法の理論と実際の学習を通じて、広く国際社会に目を向けるとともに、国際社会と国内社会の構造的な違い、そこにおける国家の存在、国際社会における法の機能と役割、および課題についての理解を深めることが目標となります。さらに、今日国際社会で起きる様々な問題に対する幅広い知識と問題意識をもつなかで、それを国際法の視点から考え分析し、解決の糸口を見出す力を養うことを目指してほしいと思います。

■ 科目の計画・内容

学習範囲 該当する章など	学習内容
第1章 国際社会と国際法① 1 国際法の基本的特徴～ 4 途上国と国際法	国際法の理解のためには、国際社会とは何か、国内法と比べた国際法の特徴は何かについてよく理解することがまず重要となります。主権国家体制という基本的構造をよく学んでください。
第1章 国際法② 5 国際法の歴史と国際法学の歴史 6 日常生活と国際法	国際法は国際社会の誕生、発展と軌を一にしてきました。ここでは、国際社会と国際法の歴史について学びましょう。また国際法は日常生活にどのように関わっているのかについても考えてみましょう。

学習範囲 該当する章など	学習内容
第2章 国家と国際法① 1 国家の成立と要件 2 国家の変動と国際法	国際法の中心的な主体は国家です。ここでは、国家がどのように成立し主体となるのか、国家の変動に伴い国際法上の権利義務や財産債務等がどのように他国に承継されるのかについて学びます。
第2章 国家と国際法② 3 国際法上の権利義務 4 国家の管轄権	国家の基本的権利義務は何か、国家の管轄権とは何かについて学びます。基本的権利義務では国家主権および国内管轄事項不干渉義務が重要な概念となります。また、管轄権は国際法の中でも中核的な概念です。
第3章 国家機関	国際社会において国家間の外交関係は重要となります。それを担うのが外交使節等の国家機関です。これらの機関は私人と違い、特権・免除が認められています。その理由やどのような法的地位の違いがあるのかについて学びます。
第4章 国際組織と国際法	国連等の国際組織は今日において、2次的ではありますが国際法の主体としての地位を有します。また、紛争の解決や人権保障、国際協力など、平和の実現にも重要な役割を果たすようになっています。
第5章 国際法の存在形態	国際法は、憲法や民法などの国内法と違って統一的な法典があるわけではありません。では具体的に何を指すのでしょうか。それを学ぶのが法源論です。
レポート作成	
第6章 条約法① 1 はじめに 2 条約の締結手続 3 条約の留保 4 条約の効力	条約は、国際法の主要な法源であり、様々なルールが形成されてきました。それを条約化したものが「ウィーン条約法条約」ですので、条約集で参照しながら学ぶことをお勧めします。ここでは、条約の締結手続、留保、効力について学びます。
第6章 条約法② 5 条約の解釈 6 条約の終了および運用停止	国家の行動を決めるうえでも、また紛争を解決する際にも条約をどう解釈するかは大事な問題です。また、条約はどのような場合に終了するのかという条約の終了原因について学びます。
第7章 国際法と国内法	ここまで国際法とは何かについて学んできました。ここでは、国際法と国内法という大きな分類を前提に、二つの法体系がどのような関係にあるのかについて学びます。
第8章 国際法上の責任① 1 国家責任の意義と機能～ 5 外交的保護	国家が国際法に違反した場合に生ずる責任を国家責任といいます。その責任はどのような要件のもとで発生するのか、違反国に対して被害国はどのように責任の追及をするのかなどについて、国家責任条文も参照しながら学んでください。
第8章 国際法上の責任② 6 賠償～ 9 違法行為責任とライアビリティー	国家責任が発生した場合、違反国はどのようにして責任をとればいいのでしょうか。その具体的な方法や二国間に限定されない国家責任の態様、国際法上禁止されていない行為から生ずる有害な結果に対する対応などについて考えてみてください。
第9章 陸の国際法	ここからは、場所に関する国際法の話になります。地球上（場合によって宇宙も含む）空間は、どのように構成されているのでしょうか。ここでは、国家領域のうち陸、すなわち領土について学びます。また、日本人として日本が抱える領土問題についても知っておく必要があります。
レポート作成	
第10章 海の国際法	地球上の約7割が海です。その海は、船舶の航路としての役割のみならず、資源や生態系などにとっても重要となります。したがって、海洋に関するルールはとて重要になります。
第11章 空と宇宙の国際法	空と宇宙も人類が利用できなかった時代にはルールも必要ありませんでした。それが科学技術の進歩によって利用や開発が可能となった今日、国際法によるルールが重要となりました。

学習範囲 該当する章など	学習内容
第12章 人と国際法	ここでは人にかかわる国際法について学びます。国際法上、ある事件や行為について考える場合、どこの国家の場所（領域）で起きたかと同時に、その当事者がどこの国の人か、すなわち国籍がとても重要となります。当該国の国籍を持たない人が外国人です。また、国際社会において、人権を国際的に保障することは重要です。それがなぜ必要となったのか、人権を国際的に保障するうえで、どのような手続きや方法があるのかという実施措置などについて学びます。さらに、さまざまな理由で居場所を失い逃れた難民をどのように保護していくのかについても学んでください。
第13章 国際刑事法① 1 犯罪の国際化 2 諸国の共通利益を害する犯罪	対等な国家からなる国際社会において、社会全体の法益に違反する行為としての犯罪という概念は成り立つのでしょうか。ここでは、犯罪を犯して他国へ逃げた犯罪人の引渡し、およびテロなどの国際犯罪について学びます。
第13章 国際刑事法② 3 個人の国際犯罪～ 6 国際化された刑事裁判所と国際協力	かつて国際社会において、戦争に関わっても国家や個人が罰せられることはありませんでした。それが戦争犯罪として、いつからどのように処罰されるようになったのかについて学びます。
第14章 国際経済法① 1 国際経済法に関する法の発展 2 投資の保護と促進	グローバル化が進む国際社会において、経済活動は人間生活においてもきわめて大きな影響力をもっています。ここでは、国際経済法に関する法の発展について学びます。
第14章 国際経済法② 3 経済法の域外適用 4 WTOとFTA 5 国際ビジネスに携わる人々に関連する条約	健全な国際経済秩序を維持するうえで、自由貿易の保護と促進は重要となります。ここでは、それを中心的に担ってきたWTO（世界貿易機関）やFTA（自由貿易協定）などについて学びます。
レポート作成	
第15章 国際環境法① 1 国際環境法の基本的特質 2 オゾン層破壊問題・地球温暖化問題と国際法	地球環境の保護は、国家を超えて人類の生存と未来に関わる大切な問題です。これらを担う国際法である国際環境法の基本的特徴と具体的な問題としての地球温暖化およびオゾン層破壊の問題について学びます。
第15章 国際環境法② 3 その他の環境問題と国際法	地球環境問題は多岐にわたり、特定の国家の取り組みのみでは限界があることから、国際法の役割が一層重要となります。ここでは、生物多様性や海洋汚染、有害廃棄物の越境移動などの諸問題について学びます。
第16章 紛争の平和的解決	国家間における紛争はつきものですが、それを平和的に解決できるかどうか大切です。紛争の平和的解決方法については、非裁判手続きとICJ（国際司法裁判所）のような裁判手続きに分かれます。また、国連など国際組織における解決方法について学びます。
第17章 武力・経済力の行使と国際法① 1 武力行使の許容範囲	国際社会において戦争や武力についてどう扱うかは、人的・物的な被害のみならず平和を考えるうえで重要です。ここでは、様々な武力行使が国際法上どこまで許容されるのかについて考えます。

学習範囲 該当する章など	学習内容
第17章 武力・経済力の行使と国際法② 2 国際法違反に対する経済制裁 3 国連平和維持活動	国際法違反に対する強制措置として、国家間および国連の集団安全保障体制のもとでの経済制裁がどのような仕組みで行われるのかについて学びます。また、国連平和維持活動（PKO）についても考えます。
第18章 武力紛争・軍備管理の国際法	戦争や武力行使が禁止されても武力紛争は絶えません。国際法は、国家間の紛争における軍事的考慮と人道的考慮の観点から武力紛争に関するルールを作ってきました。これが武力紛争法です。武力紛争法は交戦法規と中立法規に分かれますが、武力紛争のいずれの当事者にもくみしない立場、地位を中立といい、そのルールを中立法といいます。また、軍備の規制や縮小は核兵器を含めて重要な課題です。

■ 学習方法・評価

種別	評価基準
試験	国際法各論の内容についての基礎的な理解を問うこととなります。
レポート	レポート課題が要求している内容について、用語や概念の定義等をふまえたうえで、論点を明確に、かつ論理的に書くことが大切となります。また、誤字・脱字がないか、段落ごとにきちんと改行がなされているか、参考文献がつけられているかなど、形式も重要となります。

■ 評価方法

- 科目試験：70%
- レポート：30%

■ 教科書

書名：国際法第2版
著者名：中谷・植木・河野・森田・山本著
出版社名：有斐閣
出版年：2011
版：2
刷：
ISBN：978-4-641-12435-6

■ 参考書

- ・奥脇直也/岩沢雄司編『国際条約集』（有斐閣）/2800円
- ・別冊ジュリスト『国際法判例百選』第2版（有斐閣）2476円
- ・松井芳郎『判例国際法』（東信堂）
- ・奥脇直也・小寺彰『国際法キーワード』（有斐閣）1800円
- ・横田洋三『国際法入門』（有斐閣アルマ）2000円
- ・松井芳郎『国際法から世界を見る』（東信堂）2800円
- ・小松一郎『実践国際法』第2版（信山社）/5000円
- ・杉原高嶺他『現代国際法講義（第5版）』（有斐閣）4200円
- ・浅田正彦『国際法』第2版（東信堂）2900円
- ・大沼保昭『国際法 はじめて学ぶ人のための』（東信堂）3600円
- ・村瀬信也『地球的課題と法』（放送大学教育振興会）
- ・国際法学会『国際関係法辞典』（三省堂）

■ 履修上のアドバイス

国際法各論は、国際社会における外国人の法的地位や人権の国際的保障の問題、国際責任や国際犯罪、国際紛争の解決や安全保障、武力紛争法（国際人道法）などの問題が中心となります。したがって、可能であれば国際法総論も履修されること

が望ましいですが、国際法各論だけを履修する方もおられることを考え、学習範囲には総論の範囲も多少含めてあります。よって、国際法各論だけの履修も可能です。

■ 自習時間

1コマにつき、2時間程度

レポート1本を作成するために5時間、科目試験のために10時間程度

■ 担当者のプロフィール

(略歴) 神戸市生まれ。創価大学法学部卒業、同大学大学院法学研究科博士前期課程修了。

その後比較文化研究所助手、法学部助教授、ICU非常勤講師、ケニア共和国ナイロビ大学客員講師、米国ハーバード大学客員研究員等を経て、2003年より法学部教授。その他、平和問題研究所所員、創価教育研究所所員、東洋哲学研究所委嘱研究員を兼任。

(専門分野)

国際法、国際機構論、平和学

(主要な著作・論文)

『地球市民をめざす平和学』(共著)、『人権とは何か』(共著)、『法学・憲法の基礎』(共著)、「人道的介入と国連の課題」、「「武力行使」と「人間の安全保障」の交錯」、「『テロとの戦争』と核兵器の使用」、「「世界憲法案」と人権保障の現状」など。

(所属学会)

国際法学会、世界法学会、日本国際連合学会、日本平和学会